



島根県報

令和2年12月15日（火）

第 167 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農村整備課) 4

解除予定保安林 (森林整備課) 5

保安林の指定の解除 (") 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件） (") 6

【公 告】

令和2年度島根県各種功労者の表彰 (秘書課) 7

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河川課) 9

【特定調達公告】

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の実施 (管財課) 10

【正 誤】

平成30年3月16日付け島根県報号外第21号中 (道路維持課) 12

公布された条例等のあらまし

◇調理師法施行細則の一部を改正する規則（規則第100号）

1 規則の概要

- (1) 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整備（様式第2関係）
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第100号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第4条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

調理師名簿訂正・調理師免許証書換交付申請書

| | | | |
|----------------------------|-------|-----------|--|
| 登 録 番 号 | | 登 録 年 月 日 | |
| 変 更 事 項 及 び 理 由 | | | |
| 本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍) | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| | | | |
| ふ り が な | ----- | | |
| 氏 名 | | | |
| 旧姓併記の希望の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 希望の旧姓 (通称名) | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| | | | |

添付書類 申請の原因たる事実を証する書類及び調理師免許証

様式第3及び様式第4中「住 所」を
申請者 氏 名 ④」

「 住 所
申請者 氏 名 に改める。
電話番号 」

様式第5中「住 所」を氏 名 ④」に改め
電話番号 」

る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

島根県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

江津市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 克行 江津市波積町本郷237番地
山口 俊行 江津市都治町1068番地
石田 一郎 江津市松川町八神1番地1
佐々木英夫 江津市川平町南川上714番地1
野田 英夫 江津市跡市町1548番地
深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地
細川 幸信 江津市桜江町長谷1256番地
牛尾 且宏 江津市桜江町市山575番地
崎谷 靖徳 江津市桜江町谷住郷2473番地
小松 隆司 江津市桜江町川越697番地
山下 修 江津市嘉久志町イ650番地
大堂 和敏 江津市二宮町神主1820番地109
千代延俊介 江津市桜江町長谷2002番地

監事

谷口 晃 江津市松川町上河戸3番地1
山中 愛三 江津市桜江町今田74番地
森崎 延正 江津市都野津町1564番地

2 就任年月日

令和2年12月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

高畑 昌吉 江津市後地町1284番地
田中 克行 江津市波積町本郷237番地
中 幸弘 江津市嘉久志町イ630番地
佐々木英夫 江津市川平町南川上714番地 1
野田 英夫 江津市跡市町1548番地
深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地
崎谷 靖徳 江津市桜江町谷住郷2473番地
牛尾 且宏 江津市桜江町市山575番地
細川 幸信 江津市桜江町長谷1256番地
小松 隆司 江津市桜江町川越697番地
山下 修 江津市嘉久志町イ650番地
佐々木 豊 江津市嘉久志町イ677番地 5
千代延俊介 江津市桜江町長谷2002番地

監事

山口 宏 江津市波積町北128番地
山中 愛三 江津市桜江町今田74番地
森崎 延正 江津市都野津町1564番地

島根県告示第738号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-42、970-43、974-15から974-17まで

2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町中村荷場山858-36

2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第740号

令和2年島根県告示第667号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保 安 林 の 所 在 場 所 | 不明である通知の相手方 |
|--|-------------|
| 仁多郡奥出雲町佐白1599-6 | 千原 フサノ |
| 仁多郡奥出雲町佐白1599-6 | 千原 益則 |
| 仁多郡奥出雲町佐白1600-1 | 宇田川 栄 |
| 仁多郡奥出雲町佐白1600-1 | 藤原 隆久 |
| 仁多郡奥出雲町佐白1600-5、1600-10 | 山田 捨男 |
| 仁多郡奥出雲町佐白1600-13、1600-16、1600-19、1600-20 | 赤名 正美 |
| 仁多郡奥出雲町佐白1600-31、1600-50 | 藤原 隆久 |

島根県告示第741号

令和2年島根県告示第669号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保 安 林 の 所 在 場 所 | 不明である通知の相手方 |
|----------------------|---------------|
| 仁多郡奥出雲町八代1609-1 | 陶山 甚之助 |
| 仁多郡奥出雲町八代1659 | 石原 林太郎 |
| 仁多郡奥出雲町八代1666 | 株式会社八雲銀行 三成支店 |
| 仁多郡奥出雲町八代1673 | 濱村 権三郎 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 石原 鉄夫 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 宇田川 義則 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 内田 亀之助 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 内田 宗一 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 岸本 秀三郎 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 陶山 定太郎 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 多根 武光 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 難波 久吉 |
| 仁多郡奥出雲町八代1684、1686-4 | 藤原 勇夫 |

| | |
|----------------------------------|--------|
| 仁多郡奥出雲町八代1686-5 | 岩田 直吉 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-5 | 須山 富子 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-5 | 松田 辰五郎 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-5 | 山脇 貞四郎 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-6 | 中林 正 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-6 | 本田 吉則 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-7 | 多根 禮一 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-8 | 岩田 正信 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-8 | 田中 豊彦 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-8 | 中居 省二 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-8 | 八澤 梅野 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-11 | 八澤 トシエ |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-18 | 藤原 福男 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-30 | 八澤 年 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-31、1686-38、1686-49 | 千原 忠徳 |
| 仁多郡奥出雲町八代1686-41 | 糸原 三郎 |

公 告

令和2年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

| 氏名又は名称 | 功 績 の 要 旨 |
|--------|---|
| 鳥屋 勝子 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 渡辺 敏栄 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 須山 啓子 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 加納 悦子 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 岩崎 洋子 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 持田 朝子 | 多年中小企業団体女性協議会の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。 |
| 三宅 実 | 多年町長を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 片寄 直行 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 江角 敏和 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 上山根 晴久 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 多年後継者の育成と食農教育の推進に努め農業の振興に寄与した。 |
| 野村 良二 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 島本 鎌利 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 平野 節子 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 三浦 保法 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 長岡 幸江 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 近藤 芳美 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 小川 美清 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 中島 利尾 | 多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の向上に寄与した。 |
| 田中 俊晞 | 多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。 |
| 村尾 靖子 | 多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。 |
| 朝倉 進 | 多年島根県自然保護レンジャー等を務め地域における自然保護に寄与した。 |
| 断魚開発組合 | 多年断魚溪の景観美の保全に努め自然環境の保護に寄与した。 |
| 江田 小鷹 | 多年産業廃棄物の適正な処理の普及啓発に努め地域の環境保全に寄与した。 |
| 井川 幹夫 | 多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 兒玉 和夫 | 多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 山本 昭彦 | 多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 草野 和茂 | 多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 串崎 紀典 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 山本 達男 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 三島 悦廣 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 郷原 千恵子 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 大場 郁子 | 多年地域住民の健康増進に努め地域保健の向上に寄与した。 |
| 三浦 信治 | 多年障がい者の自立促進に努め障がい者の福祉向上に寄与した。 |
| 榊原 信也 | 多年保護観察対象者の改善更生に努め更生保護の推進に寄与した。 |
| 河野 孝祐 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 金崎 孝一 | 多年独身男女の結婚の支援に取り組み成婚の実現に寄与した。 |
| 隠岐の島町老人クラブ連 合会布施支部 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 病院ボランティア「ハー モニー」 | 多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 野島 年光 | 多年後継者の育成と花卉及びいちごの生産振興に努め農業の振興に寄与した。 |
| 齋藤 敬 | 多年わさび栽培技術の向上と生産体制の整備に努め産地振興に寄与した。 |
| 釣釜 里恵子 | 多年後継者の育成と食農教育の推進に努め農業の振興に寄与した。 |
| 赤沼 高男 | 多年工業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 安郷 弘泰 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 林 不動 | 多年工業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 高野 修 | 多年商店街振興組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 松尾 浩志 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 守谷 光広 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 宇野 栄 | 多年地価調査鑑定評価員として適正な地価水準の把握に尽力するとともに不動産鑑定士協会の運営に寄与した。 |
| 高島 俊司 | 多年測量設計業協会の運営と会員の指導育成に努め測量設計業の発展に寄与した。 |
| 内藤 和雄 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 堀 博彦 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 岩成 健治 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 田中 信道 | 多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 大海 英美 | 多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。 |

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 烏田 勝信 | 多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 松浦 厚 | 多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 神白 明尚 | 多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 泉 成夫 | 多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 朝山 裕 | 多年児童の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 山岡 忠栄 | 多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 本間 美智子 | 多年児童生徒の書道教育に携わるとともに書道文化の普及振興に寄与した。 |
| 益田糸操り人形保持者会 | 多年益田糸操り人形の継承活動に努め文化財の保護に寄与した。 |
| 板倉 祥 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 青砥 好右 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 永妻 壽則 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 出合 和広 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 原田 博光 | 多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 櫻尾 定 | 多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 島後金融機関防犯協力会 | 多年防犯活動推進に努め地域の金融機関と地域住民の防犯意識高揚に寄与した。 |
| 邑智郡地域安全推進指導員協議会 | 多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

FRP船 1隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系田頼川（新川橋上流300メートルに架かる橋真下の右岸）

(2) 日時

令和2年11月30日 8時30分から同日17時00分まで

（令和2年4月28日田頼川河口に漂流していたため引き上げて保管）

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和2年11月30日 17時00分

(2) 場所

安来市亀島町地内の県有地（安来港管理地）

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒692-0401 安来市広瀬町石原357-1

島根県松江県土整備事務所（広瀬土木事業所 管理課） 電話 0854-32-4148

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び「島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達施設

島根県庁舎及び合同庁舎の12庁舎

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 令和3年1月14日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 令和3年1月14日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、令和3年から令和5年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。

(6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めたものであること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課施設管理スタッフ

電話 0852-22-6211 F A X 0852-22-6037

メールアドレス kanzai@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

令和3年1月4日（月）から令和3年1月14日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年2月1日（月） 午前10時

（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和3年2月1日（月）午前9時までに(1)の提出場所へ必着のこと。）

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 第605会議室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Information Related to Bidding

Name of Procurement : Procurement of Electric Power for Shimane Prefectural Government Office Buildings and Joint Government Buildings

Procurement period : From April 1, 2021 to March 31, 2024

(2) Deadline for Submission of Vendor Qualifications : From 9 : 00 a.m. January 4, 2021 to 5 : 00 p.m. January 14, 2021

(3) Date of Bidding and Opening of Bids: 10 : 00 a.m. February 1, 2021

Deadline for Bidding by Mail: 9 : 00 a.m. February 1, 2021

(4) Contact point for the notice : Facility Management Staff, Property Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6211**正****誤**

平成30年3月16日付け島根県報号外第21号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------------|--|----------------------------------|
| 2 | 島根県告示第154号の表中 | 益田市匹見町澄川イ735 番2地先から同イ1875 番2地先まで | 益田市匹見町澄川イ 1874番1地先から同地 先まで |